別紙２

確　約　書

労働者災害補償保険の療養(補償)給付たる療養の費用のうち柔道整復師の施術に係るものについての受任者払の取扱いを申し出るに当たり、下記の事項を遵守することを確約します。

記

1. 施術所は、柔道整復師法施行規則第１８条に定める構造設備基準に適合したものとすること。
2. 傷病労働者が、「療養(補償)給付たる療養の費用請求書」（様式第７号(３)又は様式第１６号の５(３)。以下、｢請求書｣という。）により療養の費用を受任者払で請求する際には、その都度、傷病労働者に委任状を作成させること。
3. 請求書は、必要の都度、傷病労働者から提出させること。したがって、例えば、施術が長期にわたると見込まれる場合においても、あらかじめ事業主の証明を受けた請求者欄に押印した請求書を作成させたりしないこと。
4. 移送費(いわゆる通院費)については、受任者払の対象とならないので、その請求は、傷病労働者から直接所轄労働基準監督署長宛て行わせること。
5. 施術録の整備、施術に関する標準回数及び禁忌事項を遵守すること。また、労災保険柔道整復師施術料金算定基準その他関係法令等を遵守すること。  
   　なお、労災保険柔道整復師施術料金算定基準で定める料金以外の料金を傷病労働者又は事業主から徴収しないこと。
6. 先に報告した事項に変更があったとき及び施術所を廃止したときは、速やかに｢指定薬局･指名機関(変更)報告書｣(診機様式第２２号及び診機様式第２３号)を提出すること。

令和　　　年　　　月　　　日

郵便番号 電話番号

(受任者) （　　－　 　） （　　　 －　　－　　　）

柔道整復師の住所

氏名

山口労働局長　殿